建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令案

(仮称)新旧対照条文

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

を含む。第四項において同じ。)の規定による確認の申請書は、別記第第一条の三 法第六条第一項(法第八十七条第一項において準用する場合(確認申請書の様式)	を含む。第四項において同じ。)の規定による確認の申請書は、別記第第一条の三 法第六条第一項(法第八十七条第一項において準用する場合(確認申請書の様式) 現 行
に、それぞれ、法第六条第一項第四)の規定による確認の申請書は、	式による正本及び副本に、それぞれ、法第六条第一項第四第四項において同じ。) の規定による確認の申請書は、
げる建築物については次の表一の釟項に掲げる図書を、同項第一号に掲	げる建築物については次の表一の⑴項に掲げる図書を、同項第一号に掲
げる建築物については同表のミミ項及びミシ項に掲げる図書を、同項第二号	げる建築物については同表のミミ項及びミシ項に掲げる図書を、同項第二号
及び第三号に掲げる建築物については同表の⑴項、⑶項及び⑷項に掲げ	及び第三号に掲げる建築物については同表の⑴項、⑶項及び⑷項に掲げ
る図書(用途変更の場合においては同表のは項に掲げる図書を、国土交	る図書 (用途変更の場合においては同表のは項に掲げる図書を、国土交
通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に	通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に
係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同表の	係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同表の
は項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。) を添え	は項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。) を添え
たもの並びに別記第三号様式による建築計画概要書とし、これらの図書	たもの並びに別記第三号様式による建築計画概要書とし、これらの図書
のほか、さらに、法第二十八条の二の規定により居室内における化学物	のほか、さらに、法第二十八条の二の規定により居室内における化学物
質の発散に対する衛生上の措置を講ずべき建築物については同表のに項	質の発散に対する衛生上の措置を講ずべき建築物については同表のに項
に掲げる図書を、法第三十五条の二の規定により内装の制限を受ける建	に掲げる図書を、法第三十五条の二の規定により内装の制限を受ける建
築物又は内装の制限を受ける調理室等を有する建築物については同表の	築物又は内装の制限を受ける調理室等を有する建築物については同表の

当該各項に掲げる図書(用途変更の場合においては表二の一項及び二項 は用途変更の場合を除き同表のも頃に掲げる図書を、 率をいう。 法律第四十九号)第三十一条第二項に規定する防災都市計画施設をいう 設 (密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (平成九年 高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の⑤項 げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の き同表のり項に掲げる図書を、同項の規定の適用により同項第三号に掲 場合を除き同表のも項に掲げる図書を、同項の規定の適用により同項第 り同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の 途変更の場合を除き同表のと項に掲げる図書を、同項の規定の適用によ 項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については用 よりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一 を除き同表の〈項に掲げる図書を、法第五十二条第九項の規定の適用に の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合 率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第七項 は頃に掲げる図書を、 に掲げる図書を、 @項に掲げる図書を、法第五十六条の二第一項の規定により日影による |号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除 以下同じ。) に係る間口率 (法第六十七条の二第六項に規定する間口 (三欄各項に該当する建築物についてはそれぞれ表二及び表三の 以下同じ。 法第六十七条の二第六項の規定により防災都市計画施)の制限及び高さの制限を受ける建築物について 法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積 次の表二及び表三

設をいう。 平成九年法律第四十九号)第三十一条第二項に規定する防災都市計画施 項 よりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一 の3欄の当該各項に掲げる図書 (用途変更の場合においては表二の)項 については用途変更の場合を除き同表のを項に掲げる図書を、 する間口率をいう。以下同じ。 市計画施設(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(表の⑤項に掲げる図書を、法第六十七条の二第六項の規定により防災都 影による高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同 場合を除き同表のり項に掲げる図書を、同項の規定の適用により同項第 り同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の 途変更の場合を除き同表のも項に掲げる図書を、同項の規定の適用によ 適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については用 いては用途変更の場合を除き同表のと項に掲げる図書を、同項の規定の の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合 率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第六項 及び表三のミス欄各項に該当する建築物についてはそれぞれ表二及び表三 き同表のぬ項に掲げる図書を、法第五十六条の二第一項の規定により日 を除き同表の〈項に掲げる図書を、 は頃に掲げる図書を、 三号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除 第二項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物につ 以下同じ。) に係る間口率 (法第六十七条の二第六項に規定 法第五十二条第七項の規定の適用によりその容積)の制限及び高さの制限を受ける建築物 法第五十二条第八項の規定の適用に 次の表二

を項に掲げる図書は、併せて作成することができる。 (を)項に掲げる図書は、併せて作成することができる。 を)項に掲げる図書の()項の構造計算の計算書並びに同表の()項に掲 で)ので)項の構造計算の計算書並びに同表の()項に掲 で)ので)項の構造計算の計算書並びに同表の()項に掲 を)であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に を)項に掲げる図書は、併せて作成することができる。

略 (と) 略 (\land) 図書の種類 道路の配置図 接して有効な部分」と うち道路に接して有効 法第五十二条第八項第 略 略 いう。) の配置図 な部分(以下「道路に 一号に規定する空地の 縮尺、 縮尺、 道路の位置 における工作物の位置並びに敷地の接する 接して有効な部分の面積及び位置、 略 略 端までの延長 から敷地が接する前面道路の部分の直近の 定道路の位置及び幅員並びに当該特定道路 面道路が接続する法第五十二条第九項の特 八項第二号に規定する空地の面積、 明 示すべき事項 方位、 方位、 敷地境界線、 敷地境界線、 法第五十二条第 前面道路及び前 敷地内 道路に

る図書は、併せて作成することができる。

る図書は、併せて作成することができる。

の以頂、(/項、と)項、()項、()項、()項、()項、()項で掲げる図書のであると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当な図書は、併せて作成することができる。 ()項、()項、()項、()項、()項、()項、()項、()項の構造計算の計算書を、国土交通大臣があらる図書は、併せて作成することができる。

略					(と)						(^)	略	図
略					道路の配置図	いう。)の配置図	接して有効な部分」と	な部分 (以下「道路に	うち道路に接して有効	二号に規定する空地の	法第五十二条第七項第	略	図書の種類
略	端までの延長	から敷地が接する前面道路の部分の直近の	定道路の位置及び幅員並びに当該特定道路	面道路が接続する法第五十二条第八項の特	縮尺、方位、敷地境界線、前面道路及び前		道路の位置	における工作物の位置並びに敷地の接する	接して有効な部分の面積及び位置、敷地内	七項第二号に規定する空地の面積、道路に	縮尺、方位、敷地境界線、法第五十二条第	略	明示すべき事項

二·三 (略)

の五様式による全体計画認定通知書又は全体計画変更認定通知書及び添う。)を受けた建築物に係る確認の申請書にあつては、別記第六十七号は同条第三項の規定による変更の認定(以下「全体計画変更認定」といる。)又

5 6 (略)

付図書の写しを添えるものとする。

を有する建築物に係る確認の申請書にあつては、第一項、第三項又は前項に規定する認証型式部材等(以下単に「認証型式部材等」という。)7 法第六条の三第一項各号に掲げる建築物又は法第六十八条の二十第一

二・三 (略)

できる旨を証する書面を添えるものとする。その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することが地に建築する建築物に係る確認の申請書にあつては、現に存する所有権より建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の適用がないとされる土第四項及び第六十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定に法第五十三条の二第三項(法第五十七条の二第三項、第六十七条の二

3 · 4 (略)

等」という。)を有する建築物に係る確認の申請書にあつては、第一項項に規定する認証型式部材等 (以下この条において単に「認証型式部材5 法第六条の三第一項各号に掲げる建築物又は法第六十八条の二十第一

号に定めるところによるものとする 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各

添えることを要しない。 る建築物の区分に応じ、 六十八条の十第一項の認定を受けた型式 (以下「認定型式」という。 の認定書の写しを添えたものにあつては、次の表一の(い) 欄に掲げ 法第六条の三第一項第二号に掲げる建築物に係る確認の申請書法第 同表の(ろ) 欄に掲げる図書についてはこれを

二・三 (略)

表一・二 (略)

8 } 10 (略)

11

えなければならない。 第四十三条第一項の規定に適合していることを証する書面を申請書に添 二第四項において準用する場合を含む。 第一項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項 (同法第三十五条の のほか、その計画が都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条 れかに該当する場合を除き、第一項から第四項までの規定に定めるもの る場合 (第十一項に掲げる場合を除く。) においては、次の各号のいず 申請に係る建築物の敷地が都市計画区域内又は準都市計画区域内にあ 以下同じ。)、第四十二条又は

(略)

第二項及び第四十二条の規定に関しては、次に掲げる場合 都市計画法第二十九条第一項、 第三十五条の二第一項、 第四十一条

申請に係る建築物の敷地が市街化区域内にあり、かつ、その規模

それぞれ当該各号に定めるところによるものとする 第三項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、

についてはこれを添えることを要しない。 定型式」という。) の認定書の写しを添えたものにあつては、次の表 第六十八条の十第一項の認定を受けた型式 (以下この条において「認 の(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ろ)欄に掲げる図書 法第六条の三第一項第二号に掲げる建築物に係る確認の申請書法

二·三 (略)

表一・二 (略)

6 8

(略)

9

第四十三条第一項の規定に適合していることを証する書面を申請書に添 第一項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項 (同法第三十五条の 二第四項において準用する場合を含む。 のほか、その計画が都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条 れかに該当する場合を除き、第一項から第四項までの規定に定めるもの えなければならない。 る場合 (第十一項に掲げる場合を除く。) においては、次の各号のいず 申請に係る建築物の敷地が都市計画区域内又は準都市計画区域内にあ 以下同じ。)、第四十二条又は

(略)

第二項及び第四十二条の規定に関しては、次に掲げる場合 都市計画法第二十九条第一項、 第三十五条の二第一項、 第四十一条

1 申請に係る建築物の敷地が市街化区域内にあり、かつ、その規模

合にあつては、その規模未満である場合とする。 が千平方メートル(都市計画法施行令第十九条第二項の規定が適用が千平方メートル(都市計画法施行令第十九条第二項の規定が適用が千平方メートル(都市計画法施行令第十九条第二項の規定が適用が千平方メートル(都市計画法施行令第十九条第二項の規定が適用が千平方メートル(都市計画法施行令第十九条第二項の規定が適用が千平方メートル(都市計画法施行令第十九条第二項の規定が適用

道府県の条例で別に規模が定められている場合にあつては、その規ートル(都市計画法施行令第十九条第一項ただし書の規定により都区域内又は準都市計画区域内にあり、かつ、その規模が三千平方メロー申請に係る建築物の敷地が区域区分が定められていない都市計画

八 (略)

模) 未満である場合

三 (略)

12

(略)

ほか、その計画が都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十の区域のうち二以上の区域にわたる場合においては、次の各号のいずれの区域のうち二以上の区域にわたる場合においては、次の各号のいずれる。 申請に係る建築物の敷地が市街化区域、区域区分が定められていない

規模未満である場合とする。

規模未満である場合とする。
規模未満である場合とする。
規模未満である場合とする。
規模未満である場合とする。
規模未満である場合とする。
規模未満である場合とする。
規模未満である場合とする。
規模未満である場合とする。
規模未満である場合とする。

模) 未満である場合 横) 未満である場合 (規模が定められている場合にあつては、その規ートル (都市計画法施行令第十九条第一項ただし書の規定により都区域内又は準都市計画区域内にあり、かつ、その規模が三千平方メロ 申請に係る建築物の敷地が区域区分が定められていない都市計画

八 (略)

10 (略)

Ξ

(略)

ほか、その計画が都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十の区域のうち二以上の区域にわたる場合においては、次の各号のいずれの区域のうち二以上の区域にわたる場合においては、次の各号のいずれず計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外間、申請に係る建築物の敷地が市街化区域、区域区分が定められていない

ることを証する書面を申請書に添えなければならない。五条の二第一項、第四十一条第二項又は第四十二条の規定に適合してい

一 (略)

二 次に掲げる要件のいずれにも該当する場合

イ・ロ (略)

いる場合にあつては、その規模未満であること。「項ただし書の規定により都道府県の条例で別に規模が定められて「項ただし書の規定により都道府県の条例で別に規模が定められて「中ル(都市計画法施行令第十九条第二項の規定が適用される場合ハ 市街化区域における申請に係る建築物の敷地の面積が、千平方メ

- れている場合にあつては、その規模)未満であること。条第一項ただし書の規定により都道府県の条例で別に規模が定めら築物の敷地の面積が、三千平方メートル(都市計画法施行令第十九二 区域区分が定められていない都市計画区域における申請に係る建
- その規模)未満であること。
 より都道府県の条例で別に規模が定められている場合にあつては、平方メートル(都市計画法施行令第十九条第一項ただし書の規定にホ 準都市計画区域における申請に係る建築物の敷地の面積が、三千

三・四 (略)

第一項第十三号の流通業務地区内又は宅地造成等規制法(昭和三十六年区域内若しくは同条第七項の市街地開発事業の施行区域内、同法第八条14 申請に係る建築物の敷地が都市計画法第四条第六項の都市計画施設の

ることを証する書面を申請書に添えなければならない。五条の二第一項、第四十一条第二項又は第四十二条の規定に適合してい

一 (略)

一 次に掲げる要件のいずれにも該当する場合

イ・ロ (略)

いる場合にあつては、その規模未満であること。「項ただし書の規定により都道府県の規則で別に規模が定められてにあつては、五百平方メートル)未満であること。ただし、同条第ートル(都市計画法施行令第十九条第二項の規定が適用される場合、市街化区域における申請に係る建築物の敷地の面積が、千平方メ

ホ 準都市計画区域における申請に係る建築物の敷地の面積が、三千れている場合にあつては、その規模)未満であること。条第一項ただし書の規定により都道府県の規則で別に規模が定めら条第一項ただし書の規定により都道府県の規則で別に規模が定めらこと。 区域区分が定められていない都市計画区域における申請に係る建

平方メートル (都市計画法施行令第十九条第一項ただし書の規定に

より都道府県の規則で別に規模が定められている場合にあつては、

三・四 (略)

その規模) 未満であること。

第一項第十三号の流通業務地区内又は宅地造成等規制法(昭和三十六年区域内若しくは同条第七項の市街地開発事業の施行区域内、同法第八条12 申請に係る建築物の敷地が都市計画法第四条第六項の都市計画施設の12

十号)第五条第一項又は宅地造成等規制法第八条第一項の規定に適合し条第一項、流通業務市街地に整備に関する法律(昭和四十一年法律第百第四項までの規定に定めるもののほか、その計画が都市計画法第五十三第四項までの規定に定めるもののほか、その計画が都市計画法第五十三法律第百九十一号)の第三条第一項の宅地造成工事規制区域内にある場

ていることを証する書面を申請書に添えなければならない。

| 〜 三 (略)

16

を申請書に添えなければならない。

・中請に係る建築物の敷地が都市緑地法第三十九条第二項の地区計画等は、申請に係る建築物の敷地が都市緑地法第三十九条第二項の地区計画等は、中請に係る建築物の敷地が都市緑地法第三十九条第二項の地区計画等は、中請に係る建築物の敷地が都市緑地法第三十九条第二項の地区計画等

| 〜 三 (略)

17~19 (略)

ことを証する書面を申請書に添えなければならない。第五条第一項又は宅地造成等規制法第八条第一項の規定に適合している項、流通業務市街地に整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)第四項までの規定に定めるもののほか、その計画が同法第五十三条第一第四項までの規定に定めるもののほか、その計画が同法第五十三条第一項から法律第百九十一号)の第三条第一項の宅地造成工事規制区域内にある場

を証する書面を申請書に添えなければならない。 法律第七十二号)第三十五条又は第三十六条の規定に適合していることまでの規定に定めるもののほか、その計画が都市緑地法(昭和四十八年域(以下己の項において単に「緑化地域」という。)内にある場合におする場合を除き、第一項から第四項を証する書面を申請書に添えなければならない。

|〜三 (略)

14

とを証する書面を申請書に添えなければならない。のほか、その計画が当該地区計画等緑化率条例の規定に適合しているこれかに該当する場合を除き、第一項から第四項までの規定に定めるものれかに該当する場合を除き、第一項から第四項までの規定に定めるものいず、以の名号のいずのは、以下この項において単に「地区計画等緑化率条例」という、申請に係る建築物の敷地が都市緑地法第三十九条第二項の地区計画等、申請に係る建築物の敷地が都市緑地法第三十九条第二項の地区計画等、

|〜三 (略)

)17 (略)

(計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)

げる変更を除く。)が生じる場合においては、この限りでない。る。ただし、当該変更により建築基準関係規定に係る変更(第十号に掲を含む。)の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとす第三条の二 法第六条第一項(法第八十七条第一項において準用する場合

一~六 (略)

七 用途の変更 (令第百三十七条の十四で指定する類似の用途相互間に

八~十一 (略)

おけるものに限る。

(大学、専修学校、各種学校及び幼稚園を除く。)の教室でその床面十二 天井の高さの変更(居室の場合にあつては二・一メートル(学校

積が五十平方メートルを超えるものにあつては三メートル) を下回ら

ないものに限る。)

2~4 (略)

(特殊建築物等調査資格者、昇降機検査資格者及び建築設備検査資格者

_

第四条の二十 (略)

格者」という。)は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次の検査を行う国土交通大臣の定める資格を有する者(以下「昇降機検査資する昇降機等を含む。以下この条及び第六条において同じ。)について2 法第十二条第三項の規定に基づき昇降機(法第八十八条第一項に規定

(計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)

げる変更を除く。)が生じる場合においては、この限りでない。。。ただし、当該変更により建築基準関係規定に係る変更(第十号に掲を含む。)の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとす第三条の二 法第六条第一項(法第八十七条第一項において準用する場合

| 一 六 (略)

におけるものに限る。) しまり 一川途の変更 (令第百三十七条の九の二で指定する類似の用途相互間

八~十一 (略)

2~4 (略)

(特殊建築物等調査資格者、昇降機検査資格者及び建築設備検査資格者

第四条の二十 (略)

格者」という。)は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次の検査を行う国土交通大臣の定める資格を有する者(以下「昇降機検査資する昇降機等を含む。以下この条及び第六条において同じ。)について2 法第十二条第二項の規定に基づき昇降機(法第八十八条第一項に規定

いずれかに該当する者とする。

|〜三 (略)

(建築物の定期報告)

第五条 規定による検査済証の交付を受けた場合においては、その直後の時期を 第一項において準用する場合を含む。第六条第一項において同じ。 同じ。) 又は法第七条の二第五項(法第八十七条の二又は法第八十八条 第八十八条第一項において準用する場合を含む。第六条第一項において る建築物について、 による指定があつた日以後の新築又は改築 (一部の改築を除く。 までの間隔をおいて特定行政庁が定める時期 (法第十二条第一項の規定 は、建築物の用途、 する場合を含む。 法第十二条第一項 (法第八十八条第一項又は第三項において準用) とする 以下この条において同じ。)の規定による報告の時期 構造、延べ面積等に応じて、おおむね六月から三年 建築主が法第七条第五項(法第八十七条の二又は法) に係 <u>、</u>の

いずれかに該当する者とする。

|〜三 (略)

3

、かつ、次のいずれかに該当する者とする。(いつ、次のいずれかに該当する者とする。)は、国土交通大臣が定める要件を満たし備について検査を行う国土交通大臣が定める資格を有する者(以下「建物その他法第十二条第一項の政令で定める建築物の昇降機以外の建築設法第十二条第二項の規定に基づき法第六条第一項第一号に掲げる建築

|〜三 (略)

(定期報告)

第五条 ړٔ 第八十八条第一項において準用する場合を含む。 は する場合を含む。 る建築物について、建築主が法第七条第五項 (法第八十七条の二又は法 による検査済証の交付を受けた場合においては、その直後の時期を除く による指定があつた日以後の新築又は改築(一部の改築を除く。 までの間隔をおいて特定行政庁が定める時期(法第十二条第一項の規定)とする。 項において準用する場合を含む。) 又は法第七条の二第五項 (法第八十七条の二又は法第八十八条第 建築物の用途、構造、延べ面積等に応じて、おおむね六月から三年 法第十二条第一項 (法第八十八条第一項又は第三項において準用 以下この条において同じ。)の規定による報告の時期 次条第一項において同じ。 次条第一項において同)の規定

2・3 (略)

2 . 3

(略)

(国の機関の長等による建築物の点検)

準用する場合を含む。)の点検(次項において単に「点検」という。)第五条の二 法第十二条第二項(法第八十八条第一項又は第三項において

は、三年以内ごとに行うものとする。

て六年以内に行うものとする。 、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算し、前項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については。)の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については2 法第十八条第七項(法第八十八条第一項において準用する場合を含む

(建築設備等の定期報告)

第六条 法第十二条第三項(法第八十八条第一項又は第三項において準用第六条 法第十二条第三項(法第八十八条第一項又は第三項において「建築設備等」という。)の種類、用途、構造等の条及び次条において「建築設備等」という。)の種類、用途、構造等に流じて、おおむね六月から一年までの間隔をおいて特定行政庁が定める時期(法第十二条第三項の規定による検査済証の交付を受けた場合においては、その直後の時期を除く。)とする。

第六条 法第十二条第二項(法第八十八条第一項又は第三項において準用第六条 法第十二条第二項(法第八十八条第一項に規定する昇降機等(以下この条において「建築設備等」という。)の種類、用途、構造等に応じて、おおむね六月から一年までの間隔をおいて特定行政庁が定める時期(法第十二条第二項の規定による検査済証の交付を受けた場合においては、その直後の時期を除く。)とする。

法第十二条第三項の規定による報告は、昇降機にあつては別記第三十 2 六号の三様式による報告書に、建築設備等 (昇降機を除く。) にあつて 法第十二条第二項の規定による報告は、昇降機にあつては別記第三十

2

あつては、当該様式による報告書によるものとする。 様式に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式を定めた場合に定行政庁が規則により別記第三十六号の三様式又は別記第三十六号の四様式による報告書によるものとする。 ただし、特六号の三様式による報告書に、建築設備等 (昇降機を除く。) にあつて

行わなければならない。
設備等の状況を把握するために必要と認めて規則で定める書類を添えて3 法第十二条第三項の規定による報告は、報告書に、特定行政庁が建築

(国の機関の長等による建築設備等の点検)

検査済証の交付を受けた日から起算して二年以内に行うものとする。を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該は第三項において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付2 法第十八条第七項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しく

(台帳の記載事項等)

の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならな第六条の三 法第十二条第七項に規定する台帳は、次の各号に掲げる台帳

一 建築物に係る台帳 次のイ及び口に掲げる事項

ſΊ

あつては、当該様式による報告書によるものとする。様式に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式を定めた場合に定行政庁が規則により別記第三十六号の三様式又は別記第三十六号の四は別記第三十六号の四様式による報告書によるものとする。ただし、特

行わなければならない。設備等の状況を把握するために必要と認めて規則で定める書類を添えて、法第十二条第二項の規定による報告は、報告書に、特定行政庁が建築

3

(台帳の記載事項等)

い。 の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならな第六条の二 法第十二条第五項に規定する台帳は、次の各号に掲げる台帳

建築物に係る台帳 次のイ及び口に掲げる事項

ロの申請書の受付年月日、指定確認検査機関からの報告受理年月日、	ロ 申請書の受付年月日、指定確認検査機関からの報告受理年月日そ
	昇降機等に係るものに限る。) 及び処分概要書に記載すべき事項
べき事項	二様式による定期検査報告概要書(法第八十八条第一項に規定する
ては別記第十一号様式による申請書第二面及び処分概要書に記載す	ては別記第十一号様式による申請書第二面、別記第三十六号の三の
様式(昇降機))又は法第八十八条第二項に規定する工作物にあつ	様式(昇降機))又は法第八十八条第二項に規定する工作物にあつ
(令第百三十八条第二項第一号に掲げるものにあつては別記第四号	(令第百三十八条第二項第一号に掲げるものにあつては別記第四号
イ 法第八十八条第一項に規定する工作物にあつては別記第十号様式	イ 法第八十八条第一項に規定する工作物にあつては別記第十号様式
三 工作物に係る台帳 次のイ及び口に掲げる事項	三 工作物に係る台帳 次のイ及び口に掲げる事項
法第十二条第二項の報告その他特定行政庁が必要と認める事項	の他特定行政庁が必要と認める事項
ロ 申請書の受付年月日、指定確認検査機関からの報告受理年月日、	ロー申請書の受付年月日、指定確認検査機関からの報告受理年月日そ
	による定期検査報告概要書並びに処分概要書に記載すべき事項
	る昇降機等に係るものを除く。) 及び別記第三十六号の四の二様式
き事項	の二様式による定期検査報告概要書(法第八十八条第一項に規定す
イ 別記第四号様式による申請書の第二面及び処分概要書に記載すべ	イ 別記第四号様式による申請書の第二面並びに別記第三十六号の三
二 建築設備に係る台帳 次のイ及び口に掲げる事項	二 建築設備に係る台帳 次のイ及び口に掲げる事項
法第十二条第一項の報告その他特定行政庁が必要と認める事項	の他特定行政庁が必要と認める事項
ロ 申請書の受付年月日、指定確認検査機関からの報告受理年月日、	ロー申請書の受付年月日、指定確認検査機関からの報告受理年月日そ
	体計画概要書に記載すべき事項
	て「処分概要書」という。) 及び別記第六十七号の四様式による全
において「処分概要書」という。)に記載すべき事項	号様式による建築基準法令による処分の概要書 (以下この項におい
三十七号様式による建築基準法令による処分の概要書(以下この項	第三十六号の二の五様式による定期調査報告概要書、別記第三十七
イ 別記第三号様式の建築計画概要書 (第三面を除く。) 及び別記第	イ 別記第三号様式による建築計画概要書 (第三面を除く。)、別記

の他特定行政庁が必要と認める事項

第十二条第七項に規定する台帳への記載に代えることができる。 他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気

、又は除却されるまで、保存しなければならない。 同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。) は、当該建築物が滅失し3 法第十二条第七項に規定する台帳 (前項の規定による記録が行われた

4 (略)

(許可申請書及び許可通知書の様式)

第十条の四 。) 、法第五十二条第十項、 第四号 (法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。) 、法 第四項若しくは第五項第三号、 ただし書 (法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む 十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第五十一条 第十項ただし書、 第六項ただし書、 第二項ただし書、 しくは第四号、 法第四十三条第一項ただし書、法第四十四条第一項第二号若 法第四十七条ただし書、法第四十八条第一項ただし書、 第十一項ただし書若しくは第十二項ただし書 (法第八 第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、 第七項ただし書、第八項ただし書、 第十一項若しくは第十四項、 法第五十三条の二第一項第三号若しくは 第九項ただし書、 法第五十三条

機等に限る。)の報告その他特定行政庁が必要と認める事項法第十二条第一項及び第二項(法第八十八条第一項に規定する昇降

第十二条第五項に規定する台帳への記載に代えることができる。他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気

、又は除却されるまで、保存しなければならない。同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。) は、当該建築物が滅失し法第十二条第五項に規定する台帳 (前項の規定による記録が行われた

3

4 (略)

許可申請書及び許可通知書の様式

第十条の四 。)、法第五十二条第九項、 四号 (法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。) 、 法第 四項若しくは第五項第三号、 第六項ただし書、第七項ただし書、 第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、 第十項ただし書、第十一項ただし書若しくは第十二項ただし書 (法第八 ただし書(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む しくは第四号、 十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。) 、第五十一条 法第四十三条第一項ただし書、 法第四十七条ただし書、 法第五十三条の二第一項第三号若しくは第 第十項若しくは第十三項、 第八項ただし書、 法第四十八条第一項ただし書、 法第四十四条第一項第二号若 第九項ただし書、 法第五十三条第

とする。 」という。)による許可を申請しようとする者は、別記第四十三号様式 政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するもの 記第四十四号様式)による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行 五条第三項若しくは第五項の規定 (以下この条において「許可関係規定 第二号 三項第二号、 十九条の二第一項、 の四第一項ただし書、第五十九条第一項第三号若しくは第四項、 第五十五条第三項各号、法第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条 (法第八十五条第三項又は第四項の規定による許可の申請にあつては別 法第六十八条の五の二第二項、法第六十八条の七第五項又は法第八十 第二項第二号若しくは第三項第二号、法第六十八条の三第四項 第五項第二号若しくは第九項第二号、法第六十八条第一項 法第六十条の二第一項第三号、法第六十七条の二第 法第五

2~5 (略)

(建ぺい率制限の緩和に当たり建築物から除かれる建築設備)

築設備は、かごの構造が壁又は囲いを設けている昇降機以外の建築設備第十条の四の三(令第百三十五条の十九第一号の国土交通省令で定める建)

とする。

(特例容積率の限度の指定の申請等)

指定」という。) の申請をしようとする者は、別記第四十九号の三様式第十条の四の四 法第五十七条の二第一項の指定 (以下この条において「

2~5 (略)

新設

特例容積率の限度の指定の申請等)

| において「指定」という。)の申請をしようとする者は、別記第四十九||第十条の四の三 法第五十二条の二第一項の規定による指定(以下この条|

(指定の取消しの申請等)	(指定の取消しの申請等)
掲載その他特定行政庁が定める方法により行うものとする。第十条の四の五(法第五十二条の二第四項の規定による公告は、公報への(特例容積率の限度の指定に係る公告の方法)	掲載その他特定行政庁が定める方法により行うものとする。第十条の四の六(法第五十七条の二第四項の規定による公告は、公報への(特例容積率の限度の指定に係る公告の方法)
- 項第二号の計画書に記載すべき事項とする。 2 法第五十二条の二第四項の国土交通省令で定める縦覧事項は、前条第項は、公告に係る特例容積率の限度等を縦覧に供する場所とする。第十条の四の四 法第五十二条の二第四項の国土交通省令で定める公告事(特例容積率の限度の指定に関する公告事項等)	- 「項第二号の計画書に記載すべき事項とする。 2 法第五十七条の二第四項の国土交通省令で定める縦覧事項は、前条第項は、公告に係る特例容積率の限度等を縦覧に供する場所とする。 第十条の四の五 法第五十七条の二第四項の国土交通省令で定める公告事 (特例容積率の限度の指定に関する公告事項等)
2・3 (略) 2・3 (略) 2・3 (略) 2・3 (略) 2・3 (略) 2・3 (略) 2・3 (略) 2・3 (略)	2・3 (略) 2・3 (略) 2・3 (略) 2・3 (略) 2・3 (略) 2・3 (略) 2・3 (略) 2・3 (略)

第十条の四の七 第十条の五 第十条の四の八 2 . \equiv 第十条の四の六の規定を準用する。 二 取消対象敷地について所有権及び借地権 (法第五十七条の二第一項 又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。 号の七様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書 おいて「取消し」という。) の申請をしようとする者は、別記第四十九 (認証型式部材等に関する検査の特例) (略) (指定の取消しに係る公告の方法) 同意を得たことを証する書面 る書面及び令第百三十五条の二十二に規定する利害関係を有する者の に規定する借地権をいう。 (略) (略) (略) 削除 法第五十七条の三第三項の規定による公告については、 法第五十七条の三第二項の指定の取消し (以下この条に 以下同じ。)を有する者全員の合意を証す 第十条の四の六 第十条の四の七 第十条の五 2.3 記第四十九号の七様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に 下この条において「取消し」という。)の申請をしようとする者は、 第十条の四の五の規定を準用する Ξ 掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。 (認証型式部材等に関する検査の特例 (略 (建ぺい率制限の緩和に当たり建築物から除かれる建築設備) (指定の取消しに係る公告の方法) する書面及び令第百三十五条の四の八に規定する利害関係を有する者 かごの構造が壁又は囲いを設けている昇降機以外の建築設備とする。 の同意を得たことを証する書面 取消対象敷地について所有権及び借地権を有する者全員の合意を証 (略) (略) (略) 令第百三十五条の四の九の国土交通省令で定める建築設備は 法第五十二条の三第三項の規定による公告については、 法第五十二条の三第二項の規定による指定の取消し (以 別

第十条の五の十六 |項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。) の確認は 次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによ 法第六十八条の二十第二項 (法第六十八条の二十三第

り行うものとする

定による報告を求める。 は第九項の規定による検査 請書及びその添付書類を審査し、必要に応じ、法第十二条第五項の規 法第七条第四項、法第七条の三第四項又は法第十八条第六項若しく 第四条第一項又は第四条の八第一項の申

二 法第七条の二第一項又は法第七条の四第一項の規定による検査 照会する 第三号イに規定する図書並びに同号口及び八に規定する写真を審査し 築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第二十三条第一項 特に必要があるときは、法第七十七条の三十二第一項の規定により 建

(構造方法等の認定の申請)

第十条の五の二十一 第五十号の十一様式による申請書に次に掲げる図書を添えて、国土交通 大臣に提出するものとする。 構造方法等の認定の申請をしようとする者は、 別記

構造方法又は建築材料 (以下「構造方法等」という。) の概要を記

載した図書

<u>-</u> <u>•</u> (略) (略

2

| 第十条の五の十六 |項及び法第八十八条第 | 項において準用する場合を含む。 法第六十八条の二十第二項 (法第六十八条の二十三第)の確認は

り行うものとする 次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによ

定による報告を求める。 請書及びその添付書類を審査し、必要に応じ、法第十二条第三項の規 は第九項の規定による検査 法第七条第四項、法第七条の三第四項又は法第十八条第六項若しく 第四条第一項又は第四条の八第 一項の申

| | 法第七条の二第一項又は法第七条の四第一項の規定による検査 要があるときは、法第七十七条の三十二第一項の規定により照会する 第三号イに規定する図書及び同号口に規定する写真を審査し、特に必 築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第二十三条第一 項 建

(構造方法等の認定の申請)

第十条の五の二十一 構造方法等の認定の申請をしようとする者は、 第五十号の十一様式による申請書に次に掲げる図書を添えて、国土交通 大臣に提出するものとする。

構造方法又は建築材料(以下この条において「構造方法等」という

)の概要を記載した図書

(略)

_ =

2 (略)

第十条の十六 法第八十六条第一項又は第二項の規定による認定の申請を	第十条の十六 法第八十六条第一項又は第二項の規定による認定の申請を
(一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定又は許可の申請等)	等) (一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の申請
2 (略)	2 (略)
	○ 関
二~四 (略)	「「一〇世に系る生態平面を一つに旨定生能平面幾利では承辺生能平面幾一一〇四(略)
認定を受けた者の氏名又は名称	一認定を受けた者の氏名又は名称及び住所
とする。	とする。
に、次に掲げる事項を記載した帳簿を作成し、一般の閲覧に供するもの	に、次に掲げる事項を記載した帳簿を作成し、一般の閲覧に供するもの
別記第五十号の十二様式による認定書をもつて申請者に通知するととも	別記第五十号の十二様式による認定書をもつて申請者に通知するととも
第十条の五の二十二(国土交通大臣は、構造方法等の認定をしたときは、	第十条の五の二十二 国土交通大臣は、構造方法等の認定をしたときは、
(構造方法等の認定書の通知等)	(構造方法等の認定書の通知等)
ない。	に掲げる図書及び実物等を添えることを要しない。 に関する評価書を第一項の申請書に添える場合にあつては、同項 各号
場合にあつては、同項各号に掲げる図書及び実物等を添えることを要し	能評価機関」という。) が作成した当該申請に係る構造方法等 の性能
申請に係る構造方法等の性能に関する評価書を第一項の申請書に添える	七十七の五十七第二項に規定する承認性能評価機関(以下単に「承認性
(外国において事業を行う者が申請する場合に限る。) が作成した当該	指定性能評価機関(以下単に「指定性能評価機関」という。)又は法第
3 前二項の規定にかかわらず、指定性能評価機関又は承認性能評価機関	3 前二項の規定にかかわらず、法第七十七条の五十六第二項に規定する

別記第六十一号の二様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、 しようとする者は、 に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。 同条第三項又は第四項の規定による許可の申請をしようとする者は、 率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項 は同表の心項に掲げる図書、 る高さの制限を受ける建築物については同表の心項に掲げる図書 の〈頃に掲げる図書、 により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表 れない建築物については同表の低項に掲げる図書、 げる図書、 第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の心項に掲 表の似項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項 及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同 よりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第 項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物について 次の表の川項に掲げる図書及び法第五十二条第八項の規定の適用に これらの図書は併せて作成することができる 同項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用さ 別記第六十一号様式による申請書の正本及び副本に 法第五十六条の二第一項の規定により日影によ 同条第九項の規定の適用によりその容積 同項の規定の適用 次 た

別記第六十一号の二様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、 しようとする者は、 に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。 同条第三項又は第四項の規定による許可の申請をしようとする者は、 だし、これらの図書は併せて作成することができる る高さの制限を受ける建築物については同表の心項に掲げる図書 の〈頃に掲げる図書、 により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表 れない建築物については同表の低項に掲げる図書、 げる図書、 第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の心項に掲 表の似項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項 及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物については同 率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、 は同表の

③項に掲げる図書、 よりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第 項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物について 次の表の川項に掲げる図書及び法第五十二条第七項の規定の適用に 同項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用さ 別記第六十一号様式による申請書の正本及び副本に 法第五十六条の一 同条第八項の規定の適用によりその容積 第一 項の規定により日影によ 同項の規定の適用 第二項 次

垻			図書の種類	明示すべき事項
		(11)	略	略
申請区域の境界線、	申請区域		図幅温	縮尺、方位、申請区域の境界線、申請区域
敷地境界線、用途、	延べ面積			内の各建築物の敷地境界線、用途、延べ面

(11)

縮尺、

方位、

申

略

明示すべき事項

内の建築物の敷地境

図書の種類

高さ及び各建築物間の距離	物を含む断面図	高さ及び各建築物間の距離	八十六条第一項又は第物を含む断面図 (法第
縮尺、開口部の位置、軒の高さ、建築物の	隣接する二以上の建築	縮尺、開口部の位置、軒の高さ、建築物の	隣接する二以上の建築
る部分の外壁及び軒裏の構造		部分の外壁及び軒裏の構造	
みなされた場合における延焼のおそれのあ		なされた場合における延焼のおそれのある	
域内の各建築物が同一敷地内にあるものと		域内の建築物が一の敷地内にあるものとみ	
縮尺、開口部の位置及び構造並びに申請区	二面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び構造並びに申請区	二面以上の立面図
のおそれのある部分の外壁の構造		おそれのある部分の外壁の構造	
にあるものとみなされた場合における延焼		あるものとみなされた場合における延焼の	
並びに申請区域内の各建築物が同一敷地内		並びに申請区域内の建築物が一の敷地内に	
縮尺、方位、外壁の開口部の位置及び構造	各階平面図	縮尺、方位、外壁の開口部の位置及び構造	各階平面図
		及び幅員	
		びに申請区域内に設ける通路の位置、延長	
		、申請区域の接する道路の位置及び幅員並	
長及び幅員		高低、申請区域内の建築物の各部分の高さ	
並びに申請区域内に設ける通路の位置、延		供する工作物の築造面積及び位置、土地の	
さ、申請区域の接する道路の位置及び幅員		内の建築物に附属する自動車車庫の用途に	
高低、申請区域内の各建築物の各部分の高)の申請をする場合を除く。)、申請区域	
供する工作物の築造面積及び位置、土地の		可 (一の建築物の建築に係るものに限る。	
の各建築物に附属する自動車車庫の用途に		第一項又は第三項の規定による認定又は許	
請区域内の他の建築物との別、申請区域内		区域内の他の建築物との別(法第八十六条	
積、位置及び構造、申請に係る建築物と申		、位置及び構造、申請に係る建築物と申請	

物の各部分の高さ、申請区域の接する道路 高低、申請区域内の道路高さ制限適合建築			物の各部分の高さ、申請区域の接する道路 高低、申請区域内の道路高さ制限適合建築		
			ᇛ		
内における道路高さ制限適合建築物の位置	物の配置図		内における道路高さ制限適合建築物の位置	物の配置図	
縮尺、方位、申請区域の境界線、	道路高さ制限適合建築	(IC)	縮尺、方位、申請区域の境界線、申請区域	道路高さ制限適合建築	(IC)
する前面道路の部分の直近の端までの延長			する前面道路の部分の直近の端までの延長		
幅員並びに当該特定道路から申請区域が接			幅員並びに当該特定道路から申請区域が接		
法第五十二条第八項の特定道路の位置及び			法第五十二条第九項の特定道路の位置及び		
の接する前面道路及び前面道路が接続する			の接する前面道路及び前面道路が接続する		
縮尺、方位、申請区域の境界線、	道路の配置図	(lt)	縮尺、方位、申請区域の境界線、申請区域	道路の配置図	(l t)
位置			位置		
作物の位置並びに申請区域の接する道路の			作物の位置並びに申請区域の接する道路の		
分の面積及び位置、申請区域内における工			分の面積及び位置、申請区域内における工		
定する空地の面積、道路に接して有効な部			定する空地の面積、道路に接して有効な部		
内における法第五十二条第七項第二号に規	分の配置図		内における法第五十二条第八項第二号に規	分の配置図	
縮尺、方位、申請区域の境界線、	道路に接して有効な部	(3)	縮尺、方位、申請区域の境界線、申請区域	道路に接して有効な部	(3)
				ことを要しない。)	
				合にあつては、添える	
				る。)の申請をする場	
				の建築に係るものに限	
				又は許可 (一の建築物	
				三項の規定による認定	

縮尺、方位、申請区域の境界線、申請区域	北側高さ制限適合建築	(^)	北側高さ制限適合建築 縮尺、方位、申請区域の境界線、申請区域	(^) 北側高さ
た天空率			空率	
適合建築物について当該位置ごとに算定し			建築物について当該位置ごとに算定した天	
係る建築物及び申請区域内の隣地高さ制限			建築物及び申請区域内の隣地高さ制限適合	
より定める位置並びに申請区域内の申請に			定める位置並びに申請区域内の申請に係る	
場合における令第百三十五条の十の規定に			における令第百三十五条の十の規定により	
築物が同一敷地内にあるものとみなされた			が一の敷地内にあるものとみなされた場合	
域の接する道路の位置、申請区域内の各建			の接する道路の位置、申請区域内の建築物	
さ制限適合建築物の各部分の高さ、申請区			制限適合建築物の各部分の高さ、申請区域	
差区分区域の境界線、申請区域内の隣地高			区分区域の境界線、申請区域内の隣地高さ	
にあるものとみなされた場合における高低			あるものとみなされた場合における高低差	
高低、申請区域内の各建築物が同一敷地内			高低、申請区域内の建築物が一の敷地内に	
、申請区域内における擁壁の位置、土地の			、申請区域内における擁壁の位置、土地の	
内における隣地高さ制限適合建築物の位置	物の配置図		図 内における隣地高さ制限適合建築物の位置	物の配置図
縮尺、方位、申請区域の境界線、申請区域	隣地高さ制限適合建築	(ほ)	隣地高さ制限適合建築 縮尺、方位、申請区域の境界線、申請区域	隣地高さ
率				
築物について当該位置ごとに算定した天空			物について当該位置ごとに算定した天空率	
築物及び申請区域内の道路高さ制限適合建			物及び申請区域内の道路高さ制限適合建築	
める位置並びに申請区域内の申請に係る建			る位置並びに申請区域内の申請に係る建築	
おける令第百三十五条の九の規定により定			ける令第百三十五条の九の規定により定め	
同一敷地内にあるものとみなされた場合に			の敷地内にあるものとみなされた場合にお	
の位置及び幅員、申請区域内の各建築物が			の位置及び幅員、申請区域内の建築物が	

う。) 上の申請区域の境界線からの水平距		上の申請区域の境界線からの水平距離五メ		
平面(以下この表において「水平面」とい		以下この表において「水平面」という。)		
場合における法第五十六条の二第一項の水		おける法第五十六条の二第一項の水平面(
築物が同一敷地内にあるものとみなされた		一の敷地内にあるものとみなされた場合に		
平均地盤面からの高さ、申請区域内の各建		地盤面からの高さ、申請区域内の建築物が		
れた場合における当該各建築物の各部分の		た場合における当該建築物の各部分の平均		
各建築物が同一敷地内にあるものとみなさ		建築物が一の敷地内にあるものとみなされ		
内における各建築物の位置、申請区域内の		内における建築物の位置、申請区域内の各		
縮尺、方位、申請区域の境界線、申請区域	日影図	縮尺、方位、申請区域の境界線、申請区域	(と) 日影図	
した天空率		天空率		1
限適合建築物について当該位置ごとに算定		合建築物について当該位置ごとに算定した		
に係る建築物及び申請区域内の北側高さ制		る建築物及び申請区域内の北側高さ制限適		
により定める位置並びに申請区域内の申請		り定める位置並びに申請区域内の申請に係		
場合における令第百三十五条の十一の規定		における令第百三十五条の十一の規定によ		
築物が同一敷地内にあるものとみなされた		が一の敷地内にあるものとみなされた場合		
域の接する道路の位置、申請区域内の各建		の接する道路の位置、申請区域内の建築物		
さ制限適合建築物の各部分の高さ、申請区		制限適合建築物の各部分の高さ、申請区域		
差区分区域の境界線、申請区域内の北側高		区分区域の境界線、申請区域内の北側高さ		
にあるものとみなされた場合における高低		あるものとみなされた場合における高低差		
高低、申請区域内の各建築物が同一敷地内		高低、申請区域内の建築物が一の敷地内に		
、申請区域内における擁壁の位置、土地の		、申請区域内における擁壁の位置、土地の		
図 内における北側高さ制限適合建築物の位置	物の配置図	内における北側高さ制限適合建築物の位置	物の配置図	_

部分が、 応する同表似欄の各項に掲げる平均地盤面 第四川欄の各項に掲げる地域又は区域に対 にあるものの居住の用に供する部分(その 築物であつて同項の規定による対象区域内 内にあるものが、当該申請区域内の他の建 築する建築物で同項の規定による対象区域 日影の等時間日影線並びに申請区域内に建 じさせる日影時間又は水平面に生じさせる で(の区域内にあつては午前九時から午後 の真太陽時による午前八時から午後四時ま なされた場合における当該建築物が冬至日 域内の建築物が一の敷地内にあるものとみ に水平面に生じさせる日影の形状、 から一時間ごとに午後三時まで)の各時刻 四時まで(道の区域内にあつては午前九時 陽時による午前八時から一時間ごとに午後 た場合における当該建築物が冬至日の真太 建築物が一の敷地内にあるものとみなされ いて「測定線」という。)、申請区域内の ートル及び十メートルの (以下この表にお 三時まで) の間に測定線上の主要な点に牛 当該建築する建築物に係る法別表 申請区

域又は区域に対応する同表似欄の各項に掲 する部分 (その部分が、当該建築する建築 区域内の他の建築物であつて同項の規定に 申請区域内に建築する建築物で同項の規定 面に生じさせる日影の等時間日影線並びに の主要な点に生じさせる日影時間又は水平 から午後四時まで (の区域内にあつては午 あるものとみなされた場合における当該各 状、申請区域内の各建築物が同一敷地内に 至日の真太陽時による午前八時から一時間 みなされた場合における当該各建築物が冬 域内の各建築物が同一敷地内にあるものと 離五メートル及び十メートルの(以下この 物に係る法別表第四川欄の各項に掲げる地 よる対象区域内にあるものの居住の用に供 による対象区域内にあるものが、当該申請 前九時から午後三時まで)の間に測定線上 建築物が冬至日の真太陽時による午前八時 は午前九時から一時間ごとに午後三時まで ごとに午後四時まで (道の区域内にあつて 表において「測定線」という。)、申請区 の各時刻に水平面に生じさせる日影の形

生じさせる日影の形状及び等時間日影線に掲げる平均地盤面からの高さの部分)に加い場合においては、同項

二~四 (略)

項に掲げる図書、 り同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表のほ 適用されない建築物については同表の〈項に掲げる図書、法第五十六 い建築物については同表の心項に掲げる図書、 六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されな えるものである建築物については同表の似項に掲げる図書、法第五十 た場合における同条第一項、 その延べ面積の敷地面積に対する割合が同項の規定の適用がないとし については同表の心項に掲げる図書、 る同条第一項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物 の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合におけ 前項第一号の表の糾項に掲げる図書及び法第五十二条第八項の規定 同項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が 第二項及び第七項の規定による限度を超 同条第九項の規定の適用により 同項の規定の適用によ

高さの部分)に生じさせる日影の形状及びおいては、同項に掲げる平均地盤面からの「ける平均地盤面からの「あれては、同項に掲げる平均地盤面からの高さより低い場合に

一 (略)

等時間日影線

て、特定行政庁に提出するものとする。
る申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添え定による許可の申請をしようとする者は、別記第六十一号の二様式によ、別記第六十一号様式による申請書の正本及び副本に、同条第三項の規法第八十六条の二第一項の規定による認定の申請をしようとする者は

適用されない建築物については同表の〈項に掲げる図書、法第五十六 項に掲げる図書、 り同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表のほ い建築物については同表の心項に掲げる図書、 六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されな えるものである建築物については同表の似項に掲げる図書、 その延べ面積の敷地面積に対する割合が同項の規定の適用がないとし については同表の③項に掲げる図書、 る同条第一項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物 の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合におけ た場合における同条第一項、 前項第一号の表の糾項に掲げる図書及び法第五十二条第七項の規定 同項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が 第二項及び第六項の規定による限度を超 同条第八項の規定の適用により 同項の規定の適用によ 法第五十

することができる。いては同表のと項に掲げる図書。ただし、これらの図書は併せて作成条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物につ

一・三 (略)

3

次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。 法第八十六条の二第二項の規定による許可の申請をしようとする者は 別記第六十一号の二様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、 り日影により高さの制限を受ける建築物については同表のと頃に掲げ いては同表の〈項に掲げる図書、 規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物につ 項、第二項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物に りその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一 物については同表の③項に掲げる図書、同条第九項の規定の適用によ ける同条第一項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築 定が適用されない建築物については同表の低項に掲げる図書、 の心項に掲げる図書、 により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表 ついては同表の似項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用 定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合にお 第一項第一号の表の川項に掲げる図書及び法第五十二条第八項の規 ただし、 これらの図書は併せて作成することができる。 同項の規定の適用により同項第二号に掲げる規 法第五十六条の二第一項の規定によ 同項の 3

することができる。いては同表の心項に掲げる図書。ただし、これらの図書は併せて作成系の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物につ

二·三 (略)

次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。 法第八十六条の二第二項の規定による許可の申請をしようとする者は 別記第六十一号の二様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、 項 り日影により高さの制限を受ける建築物については同表のと頃に掲げ いては同表の〈頃に掲げる図書、 規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物につ 定が適用されない建築物については同表の低項に掲げる図書、 の心項に掲げる図書、同項の規定の適用により同項第二号に掲げる規 により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表 ついては同表のは頃に掲げる図書、 りその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一 物については同表の③項に掲げる図書、同条第八項の規定の適用によ ける同条第一項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築 定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合にお る図書。ただし、これらの図書は併せて作成することができる。 第一項第一号の表の糾項に掲げる図書及び法第五十二条第七項の規 第二項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物に 法第五十六条の二第一項の規定によ 法第五十六条第七項の規定の適用 同項の

|・三 (略)

略

4・5 (略)	4・5 (略)
(対象区域内の建築物の位置及び構造に関する計画)	(対象区域内の各建築物の位置及び構造に関する計画)
第十条の十八 法第八十六条第六項の規定による対象区域内の建築物の位	第十条の十八 法第八十六条第六項の規定による対象区域内の各建築物の
置及び構造に関する計画は、同条第一項又は第二項に規定する認定の申	位置及び構造に関する計画は、同条第一項又は第二項に規定する認定の
請をしようとする者は別記第六十四号様式による計画書に、同条第三項	申請をしようとする者は別記第六十四号様式による計画書に、同条第三
又は第四項に規定する許可の申請をしようとする者は別記第六十四号の	項又は第四項に規定する許可の申請をしようとする者は別記第六十四号
二様式による計画書に記載するものとする。	の二様式による計画書に記載するものとする。
(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定又は許可に関する公	(一定の複数建築物に対する制限の特例の認定又は許可に関する公告事
告事項等)	項等)
第十条の十九 (略)	第十条の十九 (略)
2 (略)	2 (略)
(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定又は許可に係る公告	(一定の複数建築物に対する制限の特例の認定又は許可に係る公告の方
の方法)	法)
第十条の二十 (略)	第十条の二十(略)
第十条の二十一 法第八十六条の五第二項の規定による認定の取消し(以 (認定又は許可の取消しの申請等)	第十条の二十一(法第八十六条の五第二項の規定による認定の取消し(以(認定又は許可の取消しの申請等)
下この条において「認定の取消し」という。) の申請をしようとする者	下この条において「認定の取消し」という。)の申請をしようとする者
は、別記第六十五号様式による申請書の正本及び副本に、法第八十六条	は、別記第六十五号様式による申請書の正本及び副本に、法第八十六条

添えて、特定行政庁に提出するものとする。による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を消し」という。)の申請をしようとする者は、別記第六十五号の二様式の五第三項の規定による許可の取消し(以下この条において「許可の取

げる図書。 規定により日影による高さの制限を受ける建築物については⑤項に掲 用されない建築物については同表の〈項に掲げる図書、 げる規定が適用されない建築物については同表の低項に掲げる図書、 第一項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物につい の規定によりその容積率が同項の適用がないとした場合における同条 第十項に規定する公告対象区域 (以下「取消対象区域」という。) 内 掲げる図書は併せて作成することができる 築物については同表の心項に掲げる図書、 第七項の規定の適用により同項第三項に掲げる規定が適用されない建 法第五十六条第七項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適 掲げる図書、 第七項の規定による限度を超えるものである建築物については心項に 同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び てはは頃に掲げる図書、 の建築物について次の表の③項に掲げる図書及び法第五十二条第八項 次の表の川項に掲げる図書並びに取消しの申請に係る法第八十六条 ただし、 法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲 項(川) 同条第九項の規定の適用によりその容積率が (は) 項 (lc) 項 頂 (ほ) 法第五十六条の二第一項の (^) と項又はお項に 法第五十六条

添えて、特定行政庁に提出するものとする。による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を消し」という。)の申請をしようとする者は、別記第六十五号の二様式の五第三項の規定による許可の取消し(以下この条において「許可の取

又は
り項に掲げる図書は併せて
作成することができる されない建築物については同表の心項に掲げる図書、 第五十六条第七項の規定の適用により同項第三項に掲げる規定が適用 る規定が適用されない建築物については同表の<<りで掲げる図書< げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第二号に掲げ 第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の低項に掲 ては心項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項 第 の容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項 いては、は頃に掲げる図書、 条第一項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物につ 項の規定によりその容積率が同項の適用がないとした場合における同 の各建築物について次の表の⑤項に掲げる図書及び法第五十二条第七 第十項に規定する公告対象区域 (以下「取消対象区域」という。) 内 第 次の表の⑴項に掲げる図書並びに取消しの申請に係る法第八十六条 |項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物につい 一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物について ただし、 法第五十二条第八項の規定の適用によりそ 項(川) (は) 項 (lc) 項 (ほ) 法第五十六条の (^) 法

図書の種類

図書の種類

明示すべき事項

明示すべき事項

	3 (略)	2 . 3		(略)	2 . 3
	•三 (略)	_		・三 (略)	_
略	略	略	略	略	略
近の端までの延長			近の端までの延長		
道路から敷地が接する前面道路の部分の直			道路から敷地が接する前面道路の部分の直		
の特定道路の位置及び幅員並びに当該特定			の特定道路の位置及び幅員並びに当該特定		
該前面道路が接続する法第五十二条第八項			該前面道路が接続する法第五十二条第九項		
縮尺、方位、	道路の配置図	(IC)	縮尺、方位、敷地境界線、前面道路及び当	道路の配置図	(IC)
道路の位置			道路の位置		
における工作物の位置並びに敷地の接する			における工作物の位置並びに敷地の接する		
			接して有効な部分の面積及び位置、敷地内		
	分の配置図		八項第二号に規定する空地の面積、道路に	分の配置図	
縮尺、	道路に接して有効な部	(は)	縮尺、方位、敷地境界線、法第五十二条第	道路に接して有効な部	(は)
	路	略	略	略	略
			員		
			の建築物の敷地の接する道路の位置及び幅		
の各建築物の各部分の高さ並びに取消対象			築物の各部分の高さ並びに取消対象区域内		
積及び位置、土地の高低、取消対象区域内			び位置、土地の高低、取消対象区域内の建		
自動車車庫の用途に供する工作物の築造面			車車庫の用途に供する工作物の築造面積及		
置、取消対象区域内の各建築物に附属する			、取消対象区域内の建築物に附属する自動		
対象区域内の各建築物の敷地境界線及び位			対象区域内の建築物の敷地境界線及び位置		
縮尺、	配置図	(11)	縮尺、方位、取消対象区域の境界線、取消	配置図	(11)

(全体計画認定の申請等)

第十条の二十三 て作成することができる。 行政庁に提出するものとする。 画概要書 という。) の正本及び副本並びに別記第六十七号の四様式による全体計 号の三様式による申請書 (以下この条及び次条において単に「申請書」 (^) 項、 全体計画に係るそれぞれの工事ごとに作成したものを添えて、 (と) 項、 (以下単に「全体計画概要書」という。 (5) 項、 全体計画認定の申請をしようとする者は、 項 (リ) (ぬ) 項 ただし、 (る)項又はを)項に掲げる図書は、 第一条の三第一 ľ 次に掲げる図書 項の表一の川項 別記第六十七 特定 併せ

- 項の表一の印項に掲げる図書というでは、第一条の三第一法第六条第一項第四号に掲げる建築物については、第一条の三第一
- 項の表一の川項及び3項に掲げる図書「法第六条第一項第一号に掲げる建築物については、第一条の三第一
- のは頃に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。) る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては、同表臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係条の三第一項の表一の()項、3項及びは項に掲げる図書(国土交通大法第六条第一項第二号又は第三号に掲げる建築物については、第一

表一のに項に掲げる図書する衛生上の措置を講ずべき建築物については、第一条の三第一項の一方の衛生上の措置を講ずべき建築物については、第一条の三第一項の法第二十八条の二の規定により居室内における化学物質の発散に対

兀

の制限を受ける調理室等を有する建築物については、第一条の三第一五 法第三十五条の二の規定により内装の制限を受ける建築物又は内装

(、項に掲げる図書 (、河に掲げる図書 (河に掲げる図書 (河に掲げる図 (河に掲げる (河に掲げる (河に掲げる (河に掲げる (河に掲げる (河に掲げる (河に

の表一のと項に掲げる図書による限度を超えるものである建築物については、第一条の三第一項適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第七項の規定の法第五十二条第九項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の

げる図書 - 適用されない建築物については、第一条の三第一項の表一の均項に掲通用されない建築物については、第一条の三第一項の表一の均項に掲入 法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が

げる図書 適用されない建築物については、第一条の三第一項の表一の⑤項に掲入 法第五十六条第七項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が

る図書

- 項の表一のを項に掲げる図書 口率の制限及び高さの制限を受ける建築物については、第一条の三第十二 法第六十七条の二第六項の規定により防災都市計画施設に係る間

書面でくは条例の規定の適用を受けないものであることを示すって命令若しくは条例の規定の適用を受けないものであることを示す。十四年請に係る建築物が法第三条第二項の規定により法又はこれに基

国家により、 三、大学の大学の一般には、 三、大学の大学によりである。 「大学の大学には、 一、大学の大学には、 一、大学の大学には、 一、大学の大学には、 一、大学の大学には、 一、大学の大学には、 一、大学の大学には、 一、大学の大学には、 一、大学の大学には 一、大学の大学に 一、大学の 一、大学 一、大学の 一、大学の 一、大学 一、大学 一、大学の 一、 一、大学の 一、 一、大学の 一、 一、 一、 一、 一、

法第六条第一項各号に掲げる建築物の全体計画に法第八十七条の二の

3

4 書のほか、 それぞれの項に掲げる図書を添えたもの並びに全体計画概要書とする。 要の欄」 書並びに別記第四号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概 七号の三様式による正本及び副本に、それぞれ、 建築設備に係る部分が含まれる場合においては、 までに掲げる建築物の全体計画に令第百四十六条第一項第二号に掲げる 昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第六条第一項第一号から第三号 法第六条第一項各号に掲げる建築物の全体計画に第一 に記載すべき事項を記載した書類及び第 同表の
③欄の
当該各項に掲げる図書を添えたものとする。 第一項各号に掲げる図 申請書は、 一条の三第六項の表の 条の三第四項の 別記第六十 前項の図

- 図書については同表のに欄に掲げる事項を明示することを要しない。「ける図書についてはこれを添えることを要せず、同表のは欄に掲げる三第五項の表二のい欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の3欄に掲送第六条の三第一項第三号に掲げる建築物に係る申請書 第一条の

ついては同表のほ欄に掲げる事項を明示することを要しない。 についてはこれらを添えることを要せず、同表のに欄に掲げる図書にい欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の3欄及びは欄に掲げる図書の調証書の写しを添えたものにあつては、第一条の三第五項の表一の認証型式部材等を有する建築物に係る申請書 認証型式部材等に係

- 7 申請に係る建築物の敷地が都市計画区域内又は準都市計画区域内にあの規定にかかわらず、当該図書に明示することを要しない。明示してその図書を申請書に添える場合においては、第一項又は第三項6 第一条の三第一項の表一に掲げる図書に明示すべき事項を他の図書に
- | ある場合 | 申請に係る建築物の工事種別が大規模の修繕又は大規模の模様替で
- 第二項及び第四十二条の規定に関しては、次に掲げる場合| 都市計画法第二十九条第一項、第三十五条の二第一項、第四十一条
- し、同条第一項ただし書の規定により都道府県の条例で別に規模がされる場合にあつては、五百平方メートル)未満である場合。ただが千平方メートル(都市計画法施行令第十九条第二項の規定が適用・申請に係る建築物の敷地が市街化区域内にあり、かつ、その規模

場合物の工事種別が既存の建築物の敷地内における増築又は改築である物の工事種別が既存の建築物の敷地内における増築又は改築である八申請に係る建築物の敷地が市街化区域内にあり、かつ、当該建築

|三|||前|||号に掲げる場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合|||場合||

申請に係る建築物の敷地が都市計画区域及び準都市計画区域外の区域

8

条の二第一項、第四十一条第二項又は第四十二条の規定に適合しているるもののほか、その全体計画が都市計画法第二十九条第二項、第三十五のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第四項までの規定に定め内にある場合(次項各号に掲げる場合を除く。)においては、次の各号

ある場合 申請に係る建築物の工事種別が大規模の修繕又は大規模の模様替で

ことを証する書面を申請書に添えなければならない。

| 申請に係る建築物の敷地の規模が一へクタール未満である場合

三 前二号に掲げる場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合

都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外申請に係る建築物の敷地が市街化区域、区域区分が定められていない

9

ていることを証する書面を申請書に添えなければならない。 三十五条の二第 ほか、その全体計画が都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項、 かに該当する場合を除き、 の区域のうち二以上の区域にわたる場合においては、 項、 第四十一条第二項又は第四十二条の規定に適合し 第一項から第四項までの規定に定めるものの 次の各号のいずれ 第

- ある場合 申請に係る建築物の工事種別が大規模の修繕又は大規模の模様替で
- 次に掲げる要件のいずれにも該当する場合
- ること。 申請に係る建築物の敷地の面積の合計が、 一ヘクタール未満であ
- 施行令第十九条の規定により開発行為の許可を要しないこととされ る規模のうち最も大きい規模未満であること。 面積の合計が、 市計画区域のうち二以上の区域における申請に係る建築物の敷地の 市街化区域、 当該敷地に係るそれぞれの区域について都市計画法 区域区分が定められていない都市計画区域又は準都
- 八 いる場合にあつては、その規模未満であること。 にあつては、 項ただし書の規定により都道府県の条例で別に規模が定められて トル(都市計画法施行令第十九条第二項の規定が適用される場合 市街化区域における申請に係る建築物の敷地の面積が、 五百平方メートル)未満であること。 ただし、 千平方メ 同条第
- 築物の敷地の面積が、三千平方メートル(都市計画法施行令第十九 区域区分が定められていない都市計画区域における申請に係る建

れている場合にあつては、その規模)未満であること。条第一項ただし書の規定により都道府県の条例で別に規模が定めら

その規模)未満であること。

より都道府県の条例で別に規模が定められている場合にあつては、
平方メートル(都市計画法施行令第十九条第一項ただし書の規定に
本 準都市計画区域における申請に係る建築物の敷地の面積が、三千

四 前三号に掲げる場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合の工事種別が既存の建築物の敷地内における増築又は改築である場合三 申請に係る建築物の敷地が市街化区域内にあり、かつ、当該建築物

10

ある場合 申請に係る建築物の工事種別が大規模の修繕又は大規模の模様替で

号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第四項までの規定に定1 申請に係る建築物の敷地が緑化地域内にある場合においては、次の各二 前号に掲げる場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合

の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならなめるもののほか、その全体計画が都市緑地法第三十五条又は第三十六条

ſΪ

大規模の修繕又は大規模の模様替である場合 建築物の床面積の合計の一・二倍を超えない増築に限る。)、改築、回が定められた際既に着手していた行為及び増築後の建築物の床面積 申請に係る建築物の工事種別が増築(当該緑化地域に関する都市計

いる場合にあつては、その規模)未満である場合令第九条ただし書の規定により市町村の条例で別に規模が定められて二 申請に係る建築物の敷地の規模が千平方メートル (都市緑地法施行

は第四十二条各号に規定する建築物である場合三申請に係る建築物が都市緑地法第三十五条第五項若しくは第八項又

四)前三号に掲げる場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合

12

当該地区計画等緑化率条例の規定に適合していることを証する書面を申き、第一項から第四項までの規定に定めるもののほか、その全体計画が区域内にある場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除申請に係る建築物の敷地が地区計画等緑化率条例により制限を受ける

る規定のいずれかに該当するものである場合行令第十三条第二項第一号から第三号までに掲げる適用の除外に関する規定のは係る建築物が当該地区計画等緑化率条例に係る都市緑地法施

請書に添えなければならない。

ある場合 申請に係る建築物が都市緑地法第四十二条各号に規定する建築物で

三(前号に掲げる場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合)

13 きる。 のほか、 合においては、 ものであることについての確認をするために特に必要があると認める場 る場合を含む。 条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用す 第四十三条第二項、 六十八条の二若しくは第六十八条の九の規定に基づく条例(法第八十七 特定行政庁は、 申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることがで 規則で、)又は第六十八条の規定に基づく条例の規定に適合する 申請に係る建築物が法第三十九条第二項、 第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、 第一項、 第三項又は第四項の規定に定めるもの 第四十条、 第

項及びご項並びに同項の表三のご項の構造計算の計算書並びに同表の気規則で、第一条の三第一項の表一のは項に掲げる図書、同項の表二のご

合においては、

特定行政庁は、

第一項又は第三項の規定にかかわらず、

とができる。

るために特に必要があると認めて規則で定める書面を申請書に添えなけり 前各項に規定する図書のほか、特定行政庁が全体計画の内容を把握す

16 前各項の規定により申請書に添えるべき図書のうち二以上の図書の内

ればならない。

| ことができる。 | らの図書のうち一の図書を申請書に添付し、他の図書の添付を省略する|| 容が同一である場合においては、申請書にその旨を記載した上で、これ

書を添えて、申請者に通知するものとする。 による通知書に、当該全体計画認定に係る申請書の副本及びその添付図17 特定行政庁は、全体計画認定をしたときは、別記第六十七号の五様式17

えて、申請者に通知するものとする。 式による通知書に、当該通知に係る申請書の副本及びその添付図書を添18 特定行政庁は、全体計画認定をしないときは、別記第六十七号の六様

(全体計画認定の変更の申請等)

更に係るものを添えて、特定行政庁に提出するものとする。正本及び副本並びに全体計画概要書に前条各項に規定する図書のうち変第十条の二十四(全体計画変更認定の申請をしようとする者は、申請書の

は「添付図書(変更に係るものに限る。)」と読み替えるものとする。計画認定」とあるのは「全体計画変更認定」と、「添付図書」とあるのいて準用する。この場合において、同条第十五項及び第十六項中「全体前条第十五項及び第十六項の規定は、全体計画認定の変更の場合につ

(全体計画の変更に係る認定を要しない軽微な変更)

変更は、

次に掲げるものとする。

| 第三条の二第一項各号に掲げる変更

| 全体計画認定を受けた全体計画に係る工事の実施時期の変更のうち

工事の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更

(手数料の額)

第十一条の二の三(略)

。 の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする2 次の各号に掲げる場合の手数料は、前項各号の規定にかかわらず、次

申請する場合にあつては、二万円) 「万円(ただし、法第六十八条の二十六第五項及び第七項の規定により」 「大での認定に限る。)を受けようとする場合 申請一件につき三十七 「実験の結果を用いることにより、新たな実験を要しないこととなる評 「実験の結果を用いることにより、新たな実験を要しないこととなる評 「既に構造方法等の認定のための審査に当たつて行われた評価に係る」

第三い欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の3欄に掲げる額の五分で、門、塀、改良便槽、屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水分で、門、塀、改良便槽、屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水の表の6項に掲げる規定のうち、既に型式適合認定(建築物の部の表の各項に掲げる規定のうち、既に型式適合認定(建築物の部の表の表の各項に掲げる規定のうち、既に型式適合認定(建築物の部)

(手数料の額)

第十一条の二の三 (略)

2

める額とする。かわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定次の各号に掲げる場合の手数料は、前項第三号及び第四号の規定にか

- 42 -

(_)				(-)]															
法第二十一条から法第二十七条まで、法第三十五条の二、法第三十	る。)の規定た安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限	第七十六条を除き、令第八十条の二にあつては国土交通大臣が定め	条、令第六十二条の八、令第七十四条第二項、令第七十五条及び令	法第二十条第二号及び令第三章(令第五十二条第一項、令第六十一	表の3欄に掲げる額の二十分の九	る場合を除く。) 別表第三⇒欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同	へ 〔及び〕の規定に係る変更をしようとする場合 (ロ又は八に掲げ	に応じ、それぞれ同表の3欄に掲げる額の五分の四	合(イ又は八に掲げる場合を除く。) 別表第三:欄に掲げる区分	ホ 次の表の (項及び)項に掲げる規定に係る変更をしようとする場	に応じ、それぞれ同表の3個に掲げる額の五分の四	合(イ又は口に掲げる場合を除く。) 別表第三:欄に掲げる区分	二 次の表の一項及び二項に掲げる規定に係る変更をしようとする場	分の一	第三 🗒 欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の 🕄 欄に掲げる額の四	八 次の表の①項に掲げる規定に係る変更をしようとする場合 別表	分の一	第三川欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の3欄に掲げる額の四	ロ 次の表のご項に掲げる規定に係る変更をしようとする場合 別表	分の三

6 | 7 | 5 4 3 (Ξ) 三 了 五 までの認定に係るものに限る。 新たな実験を要しないこととなる性能評価 (法第二条第七号から第八号 査に当たつて行われた性能評価に係る実験の結果を用いることにより、 る処分の申請に係る手数料の額について準用する。 につき三十五万円とする。 |法第二十八条 (第一項を除く。 第三項第四号の規定にかかわらず、 第二項 (第一号を除く。)の規定は、前項 (第四号を除く。)に掲げ 方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。 十九条の二の五第二項第六号にあつては国土交通大臣が定めた構造 第三項第三号を除き、令第百二十九条の二の四第一項及び令第百二 十五条までを除く。) 及び令第五章の四(令第百二十九条の二の五 条まで、法第三十一条第一項、法第三十三条及び法第三十四条並び ら令第五章の三まで、令第七章の二及び令第七章の九の規定 条の二第一項(門及び塀に係る部分を除く。)及び法第八十四条の 中門及び塀に係る部分並びに法第六十六条を除く。 五条の三、 (略) に令第二章 (令第十九条、 一並びに令第四章、 (略) (略) 法第三章第五節(法第六十一条及び法第六十二条第二項 令第五章 (第六節を除く。)、令第五章の二か 令第二十条及び令第三十一条から令第三)の申請に係る手数料の額は、申請一件)、法第二十八条の二から法第三十 既に構造方法等の認定のための審)、法第六十七 の規定 5 | 6 | 4 3 数料の額について準用する |〜三 (略) 第二項の規定は、前項第二号及び第三号に掲げる処分の申請に係る手 (略) (略)

第十一条の三 特定行政庁が指定した区域においては、次の表のい欄に掲 (略) 図書に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等であつて、特定行政庁 が定めるものによることができる。 る書類又は図書に代えて、特定行政庁が定める方法により当該書類又は げる申請書、 (磁気ディスク等による手続) (11) 届出書、報告書、届出又は計画書については、③欄に掲げ (略) (3) 第十一条の三 特定行政庁が指定した区域内においては、次の表のい欄に (略 げる書類又は図書に代えて、は欄に掲げる様式により当該書類又は図書 掲げる申請書、届出書、報告書、届出又は計画書については、3欄に掲 に明示すべき事項を記録したフレキシブルディスクによることができる (フレキシブルディスクによる手続) (11) (略) (3) 降機用) 別記第七十一号樣式 別記第七十一号様式 別記第七十号様式 別記第七十七号樣式 別記第七十六号樣式 別記第七十二号様式 (昇 別記第七十五号様式 別記第七十三号様式 別記第七十一号様式 別記第七十四号樣式 別記第七十二号様式 別記第七十号樣式 別記第七十号樣式 (は)

別記第九十一号の二様式	別記第九十一号様式	別記第九十号の四様式	別記第九十号の三様式	別記第九十号の二様式	別記第九十号樣式	別記第八十九号樣式	別記第八十八号樣式	別記第八十七号樣式	別記第八十五号樣式	別記第八十六号樣式	別記第八十五号樣式	別記第八十四号の四様式	別記第八十四号の三様式	別記第八十四号の二様式	別記第八十四号樣式	別記第八十三号樣式	別記第八十二号樣式	別記第八十一号樣式	別記第八十号樣式	別記第七十九号様式	別記第七十八号様式

(フレキシブルディスクへの記録方式) (フレキシブルディスクへの記録方式)	(削除)
	2 前項の区域内においては、第一条の三第一項若しくは第三項又は第三項のに代えて、当該図書に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等で取図に代えて、当該図書に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等であつて、特定行政庁が定めるものによることができる。

(削除)

第十一条の五 第十一条の三第一項のフレキシブルディスクへの記録は、

なければならない。 国土交通大臣が定めるところにより、次の各号に掲げる方式に従つてし

六二二五号(平成二年)に規定する方式(国土交通大臣が定めるものては日本工業規格×六二二四号(昭和六十三年)又は日本工業規格×六二一三号(昭和六十スクに記録する場合にあつては日本工業規格×六二一三号(昭和六十 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディ

| ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格×○六○五

を除く。)

定する方式に従つてしなければならない。 臣が定めるところにより、日本工業規格×四〇〇四号(平成元年)に規 (平成二年)に規定する方式

(フレキシブルディスクのラベル)

一 申請者の氏名

二 申請年月日

(書類の閲覧等)

第十一条の四 記録をもつてこれらの図書とみなす。 電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、 ァイル又は磁気ディスク等に記録され、 十七号の四様式による全体計画概要書とする。ただし、それぞれの書類 第三十七号様式による建築基準法令による処分の概要書並びに別記第六 様式及び別記第三十六号の四の二様式による定期検査報告概要書、別記 建築計画概要書、 場合を含む。 に記載すべき事項が特定行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたフ 六号の二の五様式による定期調査報告概要書、 法第九十三条の二 (法第八十八条第二項において準用する)の国土交通省令で定める書類は、 別記第十二号様式による築造計画概要書、別記第三十 必要に応じ特定行政庁において 別記第三十六号の三の二 別記第三号様式による 当該

(書類の閲覧等)

第十一条の七 部の事項 (当該フレキシブルディスクに記録されている事項が特定行政 Ŕ 概要書に記載すべき事項を含む。 場合にあつては当該電子計算機に記録されている事項のうち当該処分の 当該一部の事項以外の事項を記載した建築計画概要書)及び別記第三十 が特定行政庁の使用に係る電子計算機に記録されている場合にあつては 書に明示すべき事項(当該フレキシブルディスクに記録されている事項 くは第二項のフレキシブルディスクに記録されている当該建築計画概要 記載すべき事項が特定行政庁の使用に係る電子計算機に記録されている 七号様式による建築基準法令による処分の概要書 (当該処分の概要書に 計算機に記録されている当該一部の事項を含む。 る場合にあつては、当該フレキシブルディスクに記録されている当該 べき事項のうち一部の事項が当該フレキシブルディスクに記録されてい 厅の使用に係る電子計算機に記録されている場合にあつては、当該電子 示すべき事項を含む。) を記載した書類 (当該建築計画概要書に明示す 当該電子計算機に記録されている事項のうち当該建築計画概要書に明 別記第三号様式による建築計画概要書又は第十一条の三第 法第九十三条の二の規定により国土交通省令で定める書類 次項において同じ。)を記載した書類及び) とする。 項若し

又は第十一条の三第一項若しくは第二項のフレキシブルディスクに記録国土交通省令で定める書類は、別記第十二号様式による築造計画概要書法第八十八条第二項において準用する法第九十三条の二の規定により

2

内のもの
床面積の合計が五百平方メートル以
令第七十条の認定に係る評価
別表第二 (第十一条の二の三関係)
(略)
概要書とする。
計画概要書)及び別記第三十七号様式による建築基準法令による処分の
含む。)を記載した書類及び当該一部の事項以外の事項を記載した築造
る場合にあつては、当該電子計算機に記録されている当該一部の事項を
録されている事項が特定行政庁の使用に係る電子計算機に記録されてい
スクに記録されている当該一部の事項 (当該フレキシブルディスクに記
ブルディスクに記録されている場合にあつては、当該フレキシブルディ
当該築造計画概要書に明示すべき事項のうち一部の事項が当該フレキシ
うち当該築造計画概要書に明示すべき事項を含む。
録されている場合にあつては、当該電子計算機に記録されている事項の
ィスクに記録されている事項が特定行政庁の使用に係る電子計算機に記
されている当該築造計画概要書に明示すべき事項(当該フレキシブルデ

(略)	(略)		(略)	(略)	
	超えるもの			超えるもの	
百万円	床面積の合計が五万平方メートルを		百万円	床面積の合計が五万平方メートルを	
	超え、五万平方メートル以内のもの			超え、五万平方メートル以内のもの	
八十万円	床面積の合計が一万平方メートルを		八十万円	床面積の合計が一万平方メートルを	
	超え、一万平方メートル以内のもの	に係る評価		t価 超え、一万平方メートル以内のもの	に係る評価
六十万円	床面積の合計が三千平方メートルを	一項第二号の認定	六十万円	項第二号の認定 床面積の合計が三千平方メートルを	一項第二
	超え、三千平方メートル以内のもの	令第百八条の三第		令第百八条の三第 超え、三千平方メートル以内のもの	令第百八名
四十五万円	床面積の合計が五百平方メートルを		四十五万円	床面積の合計が五百平方メートルを	

項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変	項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変
定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第六	定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第七
⑺ 法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規	(7) 法第五十二条第九項の規定の適用によりその容積率が同項の規
を除き同表の〈『頃に掲げる明示すべき事項	を除き同表の〈「頃に掲げる明示すべき事項
による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合	による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合
定の適用がないとした場合における同条第一項及び第六項の規定	定の適用がないとした場合における同条第一項及び第七項の規定
(6) 法第五十二条第七項の規定の適用によりその容積率が同項の規	(6) 法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規
(1) (5) (略)	(1) (5) (略)
書及び窓に掲げる図書をもって行うこと。	書及び窓に掲げる図書をもって行うこと。
すべき事項のほか、次の(1)から⑿までに掲げる事項が記載された図	すべき事項のほか、次の⑴から⑿までに掲げる事項が記載された図
行規則」という。)別記第二号様式の第二面から第五面までに記載	行規則」という。)別記第二号様式の第二面から第五面までに記載
イ 建築基準法施行規則 (昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施	イ 建築基準法施行規則 (昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施
含む。)の規定による確認(次に定める方法)	含む。)の規定による確認 次に定める方法
法第六条の二第一項(法第八十七条第一項において準用する場合を	法第六条の二第一項(法第八十七条第一項において準用する場合を
のとする。	のとする。
、次の各号に掲げる確認又は検査に応じ、それぞれ当該各号に定めるも	、次の各号に掲げる確認又は検査に応じ、それぞれ当該各号に定めるも
第二十三条 法第七十七条の二十四第一項の国土交通省令で定める方法は	第二十三条 法第七十七条の二十四第一項の国土交通省令で定める方法は
(確認検査の方法)	(確認検査の方法)
現	改正案

更の場合を除き同表のと頃に掲げる明示すべき事項

(8) (10) (略)

- る明示すべき事項受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の③項に掲げ受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の③項に掲げ 法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を

- 条の二第四項及び第六十八条第四項において準用する場合を含む。口 法第五十三条の二第三項 (法第五十七条の五第三項、法第六十七

更の場合を除き同表のと頃に掲げる明示すべき事項

(略)

- 途変更の場合を除き同表のを項に掲げる図書 いう。)の制限及び高さの制限を受ける建築物については用いう。)に係る間口率(法第六十七条の二第六項に規定する間口律第四十九号)第三十一条第二項に規定する防災都市計画施設を非地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法法第六十七条の二第六項の規定により防災都市計画施設(密集

(12)

て明示すべき事項

- (3) 施行規則第一条の三第一項の表二及び表三の(1)欄各項に該当する建築物についてはそれぞれ表二及び表三の(1)項の構造計算の計算書並びに同表の(1)項及び(1)項並びに表三の(1)項の構造計算の計算書を、国土交通大臣があらかじめ安表の三第一項の表二の(1)項及び(1)項並びに表三の(1)項の表二の(1)項及び(1)項並びにあいます。 (1)項の表二の(1)項の表二及び表三の(1)欄各項に該当する建築物においては表二の(1)項の表言の(1)欄各項に該当する建築物においては表二の(1)欄各項に該当する。
- 条の二第四項及び第六十八条第四項において準用する場合を含む。口 法第五十三条の二第三項 (法第五十七条の二第三項、法第六十七

使用することができる旨を証する書面をもって行うこと。する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として用がないとされる土地に建築する建築物の確認にあっては、現に存第三項の規定により建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の適)又は法第八十六条の九第二項において準用する法第五十三条の二

(1)項に掲げる図書をもって行うこと。 定が適用されない旨が明示された施行規則第一条の三第一項の表一増築等をする建築物に係る確認にあっては、当該各項に規定する規州、法第八十六条の七各項の規定によりそれぞれ当該各項に規定する

付図書の写しをもって行うこと。様式による全体計画認定通知書又は全体計画変更認定通知書及び添の認定を受けた建築物に係る確認にあっては、別記第六十七号の五の認定を受けた建築物に係る確認にあっては、別記第六十七号の五二 法第八十六条の八第一項の認定又は同条第三項の規定による変更

ホ

八

< 法第六条第一項各号に掲げる建築物の計画に施行規則第一条の三

することができる旨を証する書面をもって行うこと。所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用ないとされる土地に建築する建築物の確認にあっては、現に存する)の規定により建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の適用が

が記載された図書並びにイ⑬に掲げる図書をもって行うこと。 規則第一条の三第六項の表のそれぞれの項に掲げる明示すべき事項 だる建築設備に係る部分が含まれる場合においては、イの(1)から⑫三号までに掲げる建築物の計画に令第百四十六条第一項第二号に掲昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第六条第一項第二号に掲示系第一項各号に掲げる建築物の計画に法第八十七条の二の 法第六条第一項各号に掲げる建築物の計画に法第八十七条の二の

は、八に規定するもののほか、同表の3欄の当該各項に掲げる図書第四項の表の⑴欄各項に該当する建築設備が含まれる場合において

ト~ヨ (略)

をもって行うこと。

二 (略)

を含む。)の検査(次のイから八までに定める方法)項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合しくは第二項において準用する場合を含む。)又は法第七条の四第一三(法第七条の二第一項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若)

口~二 (略)

2

(略)

(指定性能評価機関に係る指定の区分)

の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものである第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条

は、八に規定するもののほか、同表の3欄各項に掲げる図書をもっ第四項の表の⑴欄各項に該当する建築設備が含まれる場合において

て行うこと。

ホ~ワ (略)

一 (略)

三 法第七条の二第一項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若知において定める書類に記載すべきものとされる事項が記載された図書及び施行規則第四条第一項第三号又は第四条の八第一類第三号の規定により特定行政庁が申請書に添えるべき書類として項第三号の規定により特定行政庁が申請書に添えるべき事項が記載された図書及び施行規則第四条第一項第三号又は第四条の八第一項第三号の規定により特定行政庁が申請書に添えるべき書類が記載された図書をもって行うこと。

口~二 (略)

2 (略)

(指定性能評価機関に係る指定の区分)

の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものである第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条

~ 十二の四 (略)	
	〜 十二の四 (略)
十二の五(令第七十九条第二項及び令第七十九条の三第二項の認定に係)	
る性能評価を行う者としての指定	
十三 (略)	十三(略)
十四(令第百十二条第十四項各号及び第十六項、令第百二十六条の二第 ・	十四(令第百十二条第十四項各号及び第十六項、令第百二十六条の二第一
二項、令第百二十九条の十三の二第三号、令第百三十六条の二第一号	二項、令第百二十九条の十三の二第三号、令第百三十六条の二第一号
、令第百三十七の十一第三号口並びに令第百四十五条第一項第二号の	並びに令第百四十五条第一項第二号の認定に係る性能評価を行う者と
認定に係る性能評価を行う者としての指定	しての指定
十五~二十四 (略)	十五~二十四 (略)

改正案	現
第十八条の九 (略) (令別表一項から九項までに掲げる処分等に類する処分等)	第十八条の九 (略) (令別表一項から九項までに掲げる処分等に類する処分等)
2 令別表十二項下欄に規定する国土交通省令で定める処分は、次の各号	2 令別表十二項下欄に規定する国土交通省令で定める処分は、次の各号
に掲げるものとする。	に掲げるものとする。
し尿浄化槽に係る建築基準法第九条第一項若しくは第十条第三項の	し尿浄化槽に係る建築基準法第九条第一項若しくは第十条第一項の
規定による命令又は同法第十八条第十四項の規定による要請	規定による命令又は同法第十八条第十四項の規定による要請
二 (略)	二 (略)

う。 掲げる建築物に係るもので同令第百四十六条第一項第二号に掲げる建築 含まれる場合又は当該計画が同法第六条第一項第一号から第三号までに 高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同表のも項 築基準法第六十七条の二第六項に規定する間口率をいう。)の制限及び 十一条第二項に規定する防災都市計画施設をいう。) に係る間口率 (建 限を受ける建築物については同表の心項に掲げる図書を、建築基準法第 第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の偽項に掲げ 物については同表の⑪項に掲げる図書を、同項の規定の適用により同項 掲げる規定が適用されない建築物については同表の均項に掲げる図書を 掲げる図書を、 項の規定による限度を超えるものである建築物については同表のと項に 項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第七 を、同条第九項の規定によりその延べ面積の敷地面積に対する割合が同 よる限度を超えるものである建築物については同表の<

河に掲げる図書 の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第七項の規定に 十二条第八項の規定によりその延べ面積の敷地面積に対する割合が同項 に掲げる図書を、 る防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三 六十七条の二第六項の規定により防災都市計画施設 (密集市街地におけ る図書を、 同項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築)を有する建築物については同表のぼ項に掲げる図書を、同法第五 同法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制 同法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に 当該計画に同法第八十七条の二の昇降機に係る部分が

項の規定による限度を超えるものである建築物については同表のと頃に を、 掲げる建築物に係るもので同令第百四十六条第一項第二号に掲げる建築 含まれる場合又は当該計画が同法第六条第一項第一号から第三号までに 築基準法第六十七条の二第六項に規定する間口率をいう。) の制限及び 限を受ける建築物については同表の⑤項に掲げる図書を、建築基準法第 第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の偽項に掲げ 物については同表の⑴項に掲げる図書を、同項の規定の適用により同項 掲げる規定が適用されない建築物については同表の均項に掲げる図書を 掲げる図書を、同法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に 項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、 よる限度を超えるものである建築物については同表の<<り項に掲げる図書 う。) を有する建築物については同表の低項に掲げる図書を、同法第五 高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の修項 る防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三 の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第六項の規定に に掲げる図書を、当該計画に同法第八十七条の二の昇降機に係る部分が 十一条第二項に規定する防災都市計画施設をいう。) に係る間口率 (建 六十七条の二第六項の規定により防災都市計画施設 (密集市街地におけ る図書を、 十二条第七項の規定によりその延べ面積の敷地面積に対する割合が同項 同項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築 同条第八項の規定によりその延べ面積の敷地面積に対する割合が同 同法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制 第二項及び第六

ものとする。 めた場合においては当該図書を添えて、これらを所管行政庁に提出する 庁をいう。) が規則で同法第六条第一項の申請書に添えるべき図書を定 の規定に基づき特定行政庁(同法第二条第三十二号に規定する特定行政 れる場合においては同表の③欄の当該各項に掲げる図書を、同条第九項 図書及び同条第四項の表の川欄川項又は川項に該当する建築設備が含ま 載した書類並びに同規則第一条の三第六項の表のそれぞれの項に掲げる 昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記 設備に係る部分が含まれる場合においては同規則別記第四号様式中の「

ものとする。

(略)

4

(略)

めた場合においては当該図書を添えて、これらを所管行政庁に提出する れる場合においては同表の③欄の当該各項に掲げる図書を、同条第九項 昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記 設備に係る部分が含まれる場合においては同規則別記第四号様式中の「 庁をいう。) が規則で同法第六条第一項の申請書に添えるべき図書を定 の規定に基づき特定行政庁(同法第二条第三十二号に規定する特定行政 図書及び同条第四項の表の⑴欄⑴項又は⑴項に該当する建築設備が含ま 載した書類並びに同規則第一条の三第六項の表のそれぞれの項に掲げる